

FT トクちゃん新聞

Vol.167

11月号

12/8
緊急WEBセミナー
やります！



令和3年11月8日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ お伊勢まいい

徳野



緊急事態宣言が明けた10月のある週末、家族4人で伊勢へ行ってきました。おかげ横丁でお昼をいただいて伊勢神宮の内宮にお参り。おかげ横丁に戻って赤福食べて。一泊した次の日は外宮にお参りして。本来は外宮→内宮の順にお参りするらしいですが…。境内の空気はすごく澄んでいるように感じます。清々しい気持ちになりました。



ワクチン効果なのか感染者数が減ってきていますね。おかげ横丁もかなりの人出。食べながらしゃべりながら歩いている人も多く、少々不安でした。第6波が到来することなくこのまま以前の状態に戻って欲しいですね。



弊社では12月初めの賞与支給に先立ち、半年・1年を振り返っての社員面談を今月実施します。25項目程度の評価シートがあり、この評価をベースに昇給や賞与の加算が決まる仕組みです。出社日数の制限を継続してきてお互い話をする機会も減っていますので、**評価以外にもいろいろ聞こう**と思っています。

今年の振り返りとともに、そろそろ来年のことやコロナ後のことも考える時期となってきました。**来年によい形でつなげられる残り2カ月**としたいですね。

◆ 2022年1月より改正電子帳簿保存法が施行されます。

北岡



かねてよりお伝えしています通り**2022年1月より改正電子帳簿保存法が施行**され、「取引情報」(取引に関して受領し、又は交付する契約書、領収書及び見積書等に通常記載される事項)の授受を電磁的方式で行う「**電子取引**」では、検索要件等の要件を満たす形で、その取引情報を**電子データで保存する必要があります**。

例えばネットバンキングで取引先に振込等をした際、振込を受け付けた旨と「振込先名」や「金額」、「日時」が記された**画面が表示**されます。これを銀行窓口で振込等をした際に受領する「**控え**」に相当するものとして、**電子データ(ダウンロードデータやPDF等)で検索要件等の要件を満たした上での保存が必要**になります。



ややこしいですね…

この改正電子帳簿保存法について弊社では**12月8日にセミナー開催**を予定しております。

詳細決定次第発表いたしますのでぜひご参加ください。

◆ インスタグラム始めました

廣島

採用に際して、昨今はインスタグラムをしている方が良いという話を小耳にはさみまして、インスタグラムのアカウントを作成してみました。昨年、クラブハウスが話題になった頃に、クラブハウスのアカウントも作成して、インスタグラムと紐づけして…とそこまでは頑張れたのですが、いくつかアップしたところで力尽きてしまいました。

なかなか、自分が普段使用しない／見ないアプリというのは効用が分かりにくいので取り組みづらさがありますね。更新できていない負い目から、最近はアプリを開くところからも遠ざかっています。

このまま死蔵するのももったいない気がしますので、鼓舞するつもりでここに書かせていただきました。時代遅れなのか、まだなんとかついていけるのかも分かりませんが、もうちょっとだけ細々取り組んでみようと思います。

採用の上手い話、失敗した話、是非お聞かせください。

在宅勤務のおかげで猫も登場します

MISAKI.FLORECER

◆ 税務スケジュール(11月)

喜多



11月10日(水)

・10月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

確定申告・年末調整資料のご準備をお願いいたします。

弊社より確定申告資料袋が届いている方は、お手元の袋へ資料を入れてください。

11月30日(火)

- ・10月分 社会保険料の納付
- ・9月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・3月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・12月・3月・6月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人事業税の納付 第2期分
- ・所得税の予定納税 第2期分(振替納税)



◆ 「年末調整しなくていいです」という従業員さん。本当に、しなくても大丈夫？

大熊



問題

今年、自分で確定申告する予定なんです。なので、年末調整はしなくて大丈夫です！

と言ってくれる従業員さん。

本当に、年末調整はしなくても良いのでしょうか？



理由

- ・所得税法上、年末調整をする必要があるのは以下の①・②を満たす従業員さんです。
 - ① 当年分『扶養控除等申告書』の提出がある
 - ② 給与金額が 2,000万円 以下
- ・①について。毎月の源泉徴収を甲欄で行っているのであれば、必ず提出されているはず。つまり、ワークの従業員さん以外は①を満たすケースがほとんどです。
- ・よって、給与金額が 2,000万円 を超えないのであれば会社で年末調整を行い、源泉徴収票を発行する必要があります。



結論

その従業員さんが年末時点で会社に在籍している限り、ご本人から「しなくていい」と言われたとしても

原則、会社で年末調整を行い、源泉徴収票を発行する必要があります。

※ただし、中途入社従業員さんについては
前職の源泉徴収票の提出が無い場合は、年末調整ができません。
年末調整は行わず、源泉徴収票のみを発行することになります。

◆ 新・NISA(少額投資非課税制度)

稲葉



2014年から一般NISA制度(少額投資非課税制度)、2016年からジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)が導入されましたが、**再来年2023年末**で制度の口座開設可能期間が**終了**となります。

原則として、**2階部分の非課税枠を利用するためには1階部分での積み立て投資を行う必要がある**点に注意です。1階部分での積み立て投資が必要であるため、現行の制度より長期での運用を意識した制度設計になっています。

一般NISAを利用していた人(NISA口座開設者)や上場株式などの投資経験者は「1階部分」を利用しないことを証券会社等に届け出れば、「**2階部分のみ利用することもできます。**」

	現行の一般NISA	新・NISA (2024年～)
非課税投資金額	年間120万円 (600万円)	1階部分：年間20万円 (最大100万円) 2階部分：年間102万円 (最大510万円)
非課税期間	5年間	5年間
投資対象	上場株式 投資信託など	1階部分：積立商品限定 2階部分：現行の一般NISAと同様
投資可能期間	2023年まで	2024年～2028年まで

ジュニアNISAの廃止は残念ですが、2024年からは新・NISAの制度を上手く活用して将来のために資産形成を行っていきたいですね。



◆ スタッフより

伊藤



娘が赤ちゃんのころ、通ってたベビースイミングで仲良しグループができました。当時は、6家族で旅行やらクリスマス会やら、かなり密に遊んでまして、小さいころあるあるですね。ただ、幼稚園も小・中学校も違ったので、大きくなるにつれ疎遠になり…。これも、あるある話。

それが、なぜだかなくて、つい先日子供たちだけで焼肉へ行くとの報告。実は高校になってLINEで連絡しあうようになり、なつかしいなあ、ほんまやなあ、そうや！みんなで会おうやーとなったそう。

へええええ。びっくり。



なんだか、少し嬉しい親たちでした。次は親の番です！

◆ クイズ

岩佐



年末調整からのクイズです。
年末調整が終わった後、その年の12月31日までの間に控除対象扶養親族の人数が異動した場合、年末調整のやり直しは出来るのでしょうか。



(答え)
やり直しは出来ます。扶養控除や配偶者控除は、その年の12月31日の現況で控除対象扶養親族などの判定を行います。年末調整の後に扶養親族等の人数が異動した場合は、その年の源泉徴収票を作成・交付する日までに本人から「**給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**」の提出を受けて下さい。やり直して、過不足の税額を還付・徴収することとなります。